2011.10/15

(5₂)

5195

F521-8501

Ġ

Ŕ

消費生活相談

困ったときは

米原市消費生活相談窓口へ (米原庁舎1階)

2552-8088

平日 9時30分~16時

SF(催眠) 商法にご注意

相談 商店街で買い物をしていたら、新店舗開店のお知らせというチラシと景品を 配っていた。景品をもらったら、チラシにかかれている便利グッズを別の会場で渡し ていると言われ、車で民家の一室に連れて行かれた。そこには数十人が集まっていて、 便利グッズが配られた後に健康器具が紹介され、話は1時間以上続いた。最後に「こ れ欲しい人」と聞かれ、みんなにつられて自分も思わず「ハイ」と言ってしまい契約 することになってしまった。家に帰ってよく考えると、とても高額で後悔している。





狭い会場に人を集めて景品を配ったり、格安の日用品を販売しながら楽しい話や 健康の話で会場を盛り上げ、冷静な判断ができなくなったところで、高額商品を販売する 「SF商法」といいます。

誘い方は、街中でクジ引きをさせ、景品が当たったので会場に行くようにと言われるも のや、自宅のポストに入っていた開店のご挨拶という景品引き換え券付きチラシを持って 会場に行ったというもの、近所で販売会の呼び込みをしていたというものなどがあります。 最終的に、布団類や健康器具、健康食品などの高額商品の契約をさせます。

トラブルを避けるために

▶会場に出向かないことが重要です!

景品だけもらって帰るつもりでも、一度会場に入ると雰囲気にのまれてしまいます。 もし、契約してしまったけど後悔しているという場合は、

▶クーリングオフ制度を利用しましょう。

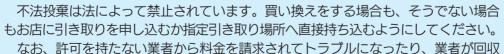
クーリングオフとは・・・訪問販売などで契約した場合、契約から8日間以内なら無条件で契約をやめら れるという制度です。理由は要りませんので、やっぱりやめたいと思うなら期 間内に通知を出して、契約解除します。詳しくは窓口へご相談ください。

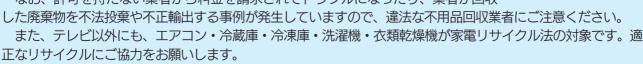
窓口からのお願い

自宅にこんな勧誘電話があった、不審な訪問販売があったなどの情報がありましたら、ぜひ窓口までお知 らせください。トラブルの予防に役立てていきます。

いらなくなったテレビは適正に排出を!

7月24日をもって、アナログ放送が終了し、地上デジタル放送へ移行しました。い らなくなったテレビは、家電リサイクル法にもとづいた適正なリサイクルをお願いし ます。





問 市 環境保全課(伊吹庁舎) ☎ 58-2230 🖾 58-1630

